

働き方改革を進める上で問題となる 「商慣行」や「しわ寄せ」の事例について

平成30年1月
中小企業庁

1. 調査の背景・経緯

今後の中小企業・小規模事業者が直面する「働き方改革」や「残業時間上限規制」への不安、懸念、課題などを抽出するため、以下の聞き取り調査などを実施。

(1) 緊急ヒアリング調査

○地方経済産業局による緊急ヒアリング調査

(平成29年11月 全国で904事業者)

○全国の商工会を通じた小規模事業者へのヒアリング調査

(平成29年11月 全国で1,036者)

(2) 下請Gメンによるヒアリング調査

○本年4月から実施中の下請ヒアリングの中で、10月以降、「働き方改革」や「残業時間上限規制」に関連する項目を追加して聴き取り。

(平成29年10月～11月で539社)

2. 調査結果概要

【ポイント】

- ① **製造業やIT業界**を中心に「**短納期発注**」への対応に関する懸念の声が多数。
- ② **北海道・東北地方**における**夏場の建設・土木事業**や**冬場の除雪作業**、**旬の食材を加工する食品製造業**など、**特定の季節に集中する業務への懸念**も散見。
- ③ **製造業**における**過度なジャストインタイム納入**の要求、**IT業界**における急な**仕様変更**、**顧客先への従業員常駐**などの商慣行に起因する懸念。
- ④ **建設・土木業**や**印刷業**、**建設資材・防災関連製造業**、**システム等ITベンダー業**など、**官公需が多い業種**では、**納期や竣工時期の特定時期への集中**に対する懸念の声が多数。

3. 短納期発注への懸念など

- 現状でも短納期発注が常態化しているケースがあり、「働き方改革」の推進でさらに拍車がかかるという懸念の声

- 建設用金属製品製造業者。受注生産であるため、年間を通しての計画生産は困難。**取引先から「最短で」と言われるものも多く、繁忙期に合わせた人員を抱えることができないため残業対応。**【関東】
- 製造業者。中小零細下請企業は、**大手取引先からの発注状況次第で、どうしても残業が増加する傾向。短納期発注や受注時期の偏在。**【中部】
- ソフトウェア事業者。請負でのソフトウェア開発中に、客先都合による仕様変更、手戻りや、納期を延長せずに仕様追加が行われ、工数増加で残業が発生。【中部】
- 情報サービス事業者。**納品の前日に仕様やデザインの変更を要求され、徹夜を余儀なくされることあり。**【東北】

4. 季節集中型の事業による懸念など

- 北海道・東北における夏場の建設土木事業や冬場の除雪作業の集中。食品加工や酒類製造業における季節での繁閑差にかかる懸念の声
 - 農業土木主体の建設事業者。草地の更新が夏場に集中することから重機オペレーターについて残業が発生。前後の時期への分散は困難。【北海道】
 - 建設工事・道路維持業務の事業者。冬場は24時間体制で除雪業務を請け負っており、一部、時間外が100時間を超える者あり。【北海道】
 - 水産加工・養殖業者。12～2月に寒ブリ等の出荷が集中。夏冬の繁閑差があり、雇用を増やしての平準化は困難。【中部】
 - 酒類製造事業者。日本酒の特性上、米収穫後の9～4月が仕込時期。そのうち3ヶ月は100時間/月を超える残業者も存在。【中部】
 - 食品製造事業者。9～12月が繁忙期でお歳暮用やおせち用で需要が重なり、どうしても季節的な繁閑差が発生。【九州】

5. 商慣行に基づく懸念など

- 製造業での過度なジャストインタイム、建設業界における短工期、IT業界における急な仕様変更や技術者の顧客先への常駐にかかる懸念の声

- 製造業者。取引先の確定納期が直近過ぎて、生産の繁閑差も激しい上、過度なジャストインタイム納入の要求あり。【中部】
- 食品製造業者。大手コンビニに納入しているが、賞味期限やピーク時の欠品防止対応への要求が厳しく、工場は三交代24時間稼働で1日3回の配送。本来、1日2回でも十分に対応可能であり業界全体として生産効率化を図ることが可能。【関東】
- 建築用金属加工品の製造事業者。建築業界の商慣習で発注から納品までの期間が短く、工期遵守の関係から最優先で対応せざるを得ず、労働時間の制約は難易度が高い。【九州】
- 情報サービス事業者。IT業界における下請業務は、請負契約・派遣契約にかかわらず、自社社員を顧客先に常駐させて行わざるを得ない特性。このため、残業管理を含む自社社員の労務管理が非常に難しい構造。【中国】

6. 大企業の働き方改革のしわ寄せに対する懸念

- 大企業が働き方改革を進める結果、外注や下請への作業増加、検収などの受領態勢の不備、短納期発注の増加などへの懸念の声

- 製造業者。**発注側大企業**は、本来は月末締め翌月末払いであるが、**検収担当者の不足により15日までの納品分しか翌月払いの対象とせず**。16日以降に納品すると、翌々月払い。支払条件を履行できるような適正な人員を確保して欲しい。【関東】
- 製造業者。**取引先の急な要請に応えるため残業が発生**。どの下請企業にも言えることであるが、**下請企業には大手企業が対応しない困難な手間のかかる仕事が回ってくるものであり、働き方改革が進めば、さらにこの傾向に拍車**。【近畿】
- I T 関連企業。**大手 I T ベンダーの働き方改革のしわ寄せで、下請中小 I T ベンダーの労働時間が増大**し、これを嫌って若手 S E の定着が悪化。【四国】
- 情報サービス事業者。I T 業界では自社社員を顧客先に常駐させて行わざるを得ないが、**力のある発注企業側の社員は36協定違反にならぬよう先に帰り、下請企業の社員が残って作業を続けるとの構図**。【中国】

7. 官公需発注に基づく懸念など

- 国や地方公共団体の公共調達において、納期や竣工時期が年度末などの特定期に集中することにより、残業が増えている事への懸念の声
 - 製造業者。特殊車両を製造しているが、**自治体発注の納品が年度末に集中**するため、**特定時期に残業時間が多くなる**。労基署からも指導された。【関東】
 - 製造業者。**防災監視制御設備の発注**は、**年度末が繁忙期**であり、残業時間は月70時間くらいになる。公共事業の実施時期の平準化をお願いしたい。【関東】
 - 建設事業者。**官庁工事は予算執行上、年度末竣工が重なっており**、多くの工事が年度末に集中。遅延すると工事評点で評価され、指名停止のリスク。【東北】
 - 建設事業者。雇用確保の観点からも、公共事業の執行時期を4～6月にも行えるよう改善し平準化を図って欲しい。【九州】
 - 情報サービス業者。**国関係のシステム改修**を行っているが、法改正後に発注があり、**納期は大体3月中**。年度末は人手が足りないことが多い。【四国】